

エリザベト音楽大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、エリザベト音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

決算の審議や理事長の不在時の対応など理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 26(2014)年 7 月末までに改善報告書（理事会などの直近の 1 年分の根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

大学は「大学の究極目的は、人間社会全体の形成であり、従って、個人の完成である。芸術は、人格の開発と表現のためにも、神との一致の道を切り開く人間相互の一致のための手段としても重要であることから、本大学は、人格完成を芸術、特に音楽の観点から強調するのである（以下略）」を建学の精神とし、続けて 6 項目にわたる具体的内容を列挙している。平成 20(2008)年度の創立 60 周年に際し、建学の精神にあるカトリック・イエズス会の教育方針に導かれたモットーである「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」を中心に、時代の要請も勘案し改めて教育理念を策定して、周知に努めている。

大学は、音楽学部 1 学部、大学院修士課程・博士後期課程を擁し、音楽の多様な教育研究を実践できる組織が構成されている。特に、博士後期課程は、我が国の私立音楽大学の中で最も長い実績を誇っている。教授会、研究科委員会のほか、各種委員会が設置され、学長のリーダーシップのもとに教学運営が行われている。小規模大学であるため専任教員数も限られ、学長、学部長、研究科長をはじめ多くの教員が重複して会議体を構成していることにより、学内の教学運営についての連携は十分に保たれている。しかし、それゆえに、組織の機能と意思決定の明確さを欠くことがないよう、学校教育法第 93 条の趣旨に従い、教授会の位置付けを見直すことなどが必要である。

教育課程は体系的に編成され、教育内容も適切である。中でも、各学生が自分の実力にふさわしい学修目標を選択できる「専門科目カテゴリー制」を採用し、また、音楽家に必要な素養として大学が開発した「＜音楽家の耳＞トレーニング」を必修科目としていることは、特色として評価できる。教養科目を十分行うための組織と体制を今後更に整える課題は残るが、教養教育には建学の精神に基づく独自の方向性が示されている。学生に対しては、ホームルーム制度、オフィスアワー制度を設け意思の疎通を図り、学生生活における相談や諸活動を確実にサポートしている。潤沢な基金を運用し多様な奨学金制度を設けて、それにふさわしい優れた学生に対して手厚い経済的支援を行っている。

設置基準で定められた教員数を確保し、適切に配置している。専任教員の採用は、理事

会で決定された人事方針、人事計画に基づき、かつ、「教員選考規程」「教員資格審査委員会規程」に従い決定している。

FD(Faculty Development)は講演会・討論形式により、また、公開レッスンを中心に行ってきたが、平成 21(2009)年から授業相互参観を開始した。また、これらの FD 活動には職員も参加し、職員独自の研修とも併せて SD(Staff Development)活動の活性化に努めている。大学は自己点検・評価を組織的、継続的に実施し、これまでに 3 回にわたる自己点検・評価報告書を作成し公表している。

事務組織は管理部門と教学部門を統括する事務局のもとに、総務部、学事部の二部制とし、業務内容に応じ適宜職員を配置している。平成 20(2008)年度には入試広報室、企画室を充実し、学生募集及び就職支援業務を強化した。

大学は「カトリシズム」(普遍性)の精神のもとに教職員の間で十分な連携が保たれている。更に、法人は管理運営体制の整備のために数年をかけて従前の諸規程を見直し、必要とする規程類を新たに整備してきた。しかし、寄附行為に定められた理事長不在時の代理者について適切な対応が求められる。また、「学内理事会」などの会議の役割を明確にするために、規程などを含め早急に整備するとともに、規程間の整合性などについて、いまだ不備や齟齬が見受けられるので、今後引続き改善が求められる。

財政基盤は安定的であり、過去 5 年間にわたり帰属収入超過で推移している。

交通の利便性がよい幟町キャンパスには大小 2 つの音楽ホールを擁し、研究室や練習室も整備され、学内のバリアフリー化はほぼ完了している。図書館には大学の教育の特色である宗教音楽に関する資料を中心に、豊富な楽譜、視聴覚資料、学術雑誌を収蔵するが、早期のデータベース化を期待したい。楽器類の購入、保守点検は計画的に実施されている。

音楽大学の特色を生かし、コンサート・公開講座や音楽セミナーの開催、また、音楽ホールをはじめ音楽施設の開放など、大学の物的・人的資源を積極的に提供し、地域社会との連携、協力のもとに文化振興に寄与していることは高く評価できる。

教職員の服務上の遵守事項、禁止事項については就業規則に定め、個人情報保護に関し、また、ハラスメント防止などに関しては規程を設けて、カトリック系大学として教職員に高い倫理観を求めている。防火のために「自衛消防組織」、緊急連絡網を組織し意識の徹底を図り、定期的に避難訓練を実施しているが、その他の自然災害、感染症などへの対応、また、日常の事故・犯罪防止策に対し、防災規程とともにマニュアルを整備することが望ましい。

音楽大学として、教育課程やその内容については特色が見られ、総じて教員に対する学生の満足度も高い。しかし、大学の管理運営と施設設備の安全性の確保などについて、早期に改善を求められる点が残されているので、引続き一層の改革や改善に取り組み、大学が更なる質的向上、発展を遂げられることを期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神は「大学の究極目的は、人間社会全体の形成であり、従って、個人の完成である。(中略)本大学は、人格完成を芸術、特に音楽の観点から強調するのである。(後略)」を骨子とし、これに6項目にわたるその具体的な内容を列記している。

この建学の精神の原点は、大学の創立者イエズス会士エルネスト・ゴーセンス神父が、大学の前身であるエリザベト音楽短期大学開学の前年(昭和26(1951)年)に述べた開学の趣旨にある。すなわち、「カトリシズム」(普遍性)の精神を基盤とし、かつ、真に芸術を愛し「美」の追求に真摯なる学生を教育すること、大学の創立には諸外国の協力と期待があることから「国際性」を重視すること、また、大学創立の基本理念から宗教音楽を教育研究の特色とすることなどが建学の精神として集約され、これが今日まで一貫して学内に受継がれ教学運営の基礎となっている。

平成20(2008)年度の大学創立60周年に際し、この建学の精神の根幹にあるカトリック・イエズス会の教育方針を基盤に、この精神に導かれたモットーである「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」を中心に、従前からの人材育成に関わる諸々の文章を推敲し、かつ、アジア地域との交流を重視するなど時代の要請も勘案して、在学生・受験生をはじめステークホルダーにわかりやすい形で教育理念を策定した。

建学の精神、教育理念は、大学案内・学生便覧、ホームページなどにより、また、入学式・卒業式・創立記念日などの学校行事に際し、広く学内外に周知されている。特に、新入生に対して、入学時のオリエンテーションや1年次の必修科目「教養演習」の授業において、随時言及・紹介し周知に努めている。

【優れた点】

- ・毎年行う「定期演奏会」「スピリチュアルコンサート」「クリスマスコンサート」などにおける宗教曲の演奏を通して、芸術を愛し平和を希求する創立者の精神を伝えていることは、大学の特色である宗教音楽への取組みを深める教育的な活動と相まって評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神及び教育理念に基づく人材養成の目的を実現するために、大学に2学科から成る音楽学部と、4専攻の修士課程及び博士後期課程から成る大学院音楽研究科を設置している。宗教音楽に重点を置きながらも、音楽に関わる多様な教育研究を実践できる組織が構成されている。また、音楽の基礎的・総合的能力を育成する教育法として平成19(2007)年度に特色GP(特色ある大学教育支援プログラム)に選定された「<音楽家の耳>トレ

ーニング」を推進するために研究所が設置され、独自のプログラムを展開している。附属機関として、図書館や高校生以下を対象とする音楽教室「付属音楽園」、市民の生涯学習の場としての「エクステンションセンター」、プロフェッショナルな合唱団「付属室内合唱団エリザベトシンガーズ」など、特徴的な機関を設置している。これらの組織が大学の教育研究の目的に関連付けられており、小規模単科大学の特性を生かして、連携・協力体制が整えられている。

教養教育を十分行うための組織と責任体制を今後更に整えるという課題はあるが、教養教育には建学の精神に基づく独自の方向性が明確に示されている。

教育方針などを形成する組織と意思決定過程は、学長がリーダーシップを発揮しやすい形に整えられているが、教授会の位置付けを見直し、各規程を更に整備することが必要である。教職員の意見をくみ上げて学生の要望に対応するため、教職員合同研修やホームルーム制などの工夫がなされ、十分に機能している。

【優れた点】

- ・音楽の実践に必要な総合的音楽能力の育成を目指して、「＜音楽家の耳＞トレーニング教育法」を開発し、その教育研究の拠点として音楽学部に研究所を設置し、専任教員を配置していることは高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・教授会と各種会議体の位置付け及び各組織相互の関係について一層の整備をするとともに、学校教育法第 93 条に則り教授会を重要な事項の審議機関としての位置付けを明確にするよう改善が必要である。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神、教育理念を反映して、音楽学部及び大学院音楽研究科の教育目的がそれぞれ学則に定められており、学生に配付する学生便覧に明示されている。教育目的に合わせて、学部では入学年次より教養教育と専門教育を並行して実施するよう、課程の編成と授業科目の配当が工夫されている。更に、教養教育の内容に工夫を図り、専門教育においては「＜音楽家の耳＞トレーニング」という独自の教育方法が全学的に展開されている。

全学共通の「教養学科目」（一般教育科目と外国語科目）、両学科の「関連学科目」及び「主要学科目」が 4 年間にわたって体系的に配置され、教育効果を考慮した学年配当となっており、その教育内容も十分に考案されており適切である。前期後期とも 15 回以上の授業回数が確保されている。修得単位の上限が適切に設定され、成績評価基準についても学則に規定され、シラバスに授業計画や成績評価基準が明示されている。他大学における既修得単位の認定単位数の上限が適切に設定され、運用されている。優秀な学生に対して

は、高校2年からの「飛び入学」「早期卒業」「二重専攻」、学部と大学院との「5年プログラム」など、さまざまな制度を整え、特色ある工夫がなされている。

教育目的の達成状況を示す手立てとして、GPA(Grade Point Average)制度と「カテゴリー制」が効果的に活用されている。学生のキャリア支援については、今後、電子ポートフォリオシステムを活用して全学的に取り組むことが期待される。ホームルーム制及び担任からの成績手渡し、面接調査やアンケートなど、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が続けられている。

【優れた点】

- ・「主要学科目」は、学生の学習力やレベルに応じて申請する「専門科目カテゴリー制」となっており、一人ひとりの学生が自分自身の実力にふさわしい学修目標を選択して勉学に取り組むことができることは、効果的な教育方法として評価できる。
- ・音楽基礎科目群の中では、特色 GP（特色ある大学教育支援プログラム）に選定された「＜音楽家の耳＞トレーニング」を全学生に必修として指導を進めており、独自の試みとして評価できる。

【改善を要する点】

- ・学部の人材養成に関する目的を学則に定めるよう改善が必要である。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」という教育理念のもと、創立60周年を契機に社会の変化に対応したアドミッションポリシーを策定し、大学案内・募集要項・ホームページなどに明示している。幅広い教養及び世界平和に貢献する人材養成に必要な学習・研究を意欲的に行っている。

学生への学習支援体制は、ホームルーム制度やオフィスアワーを設け、学生からの相談や諸活動をサポートしている。

奨学金制度は給付制を基本とし、「教員養成奨学金」など目的に応じた多様な制度を備えて、経済的支援を適切に行っている。キャンパスから近い女子学生寮「セシリアホーム」は、常時職員を配置し、きめ細かい支援体制を整備している。

就職支援の体制については、キャリア支援科目を必修として、インターンシップを幅広く活用するなど学生の意識の高揚に努めており、音楽大学として均衡のとれた工夫がなされている。

【改善を要する点】

- ・学校保健安全法第23条に基づき、学校医の配置や勤務形態について改善の必要がある。

【参考意見】

- ・大学院博士後期課程の在籍学生数が収容定員を大幅に超過しているため、大学院設置基準第10条第3項の趣旨に照らして、次年度以降入学者数を適正に管理することが望まれる。
- ・入学定員未充足の学科については、適切な定員数の検討も含め、定員確保の対策を検討することが望まれる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

設置基準に定められている専任教員数や教授数は確保され、教員の年齢構成には偏りがあるものの、各学科の教育目標を達成するために適切に配置されている。

教員の採用については、「エリザベト音楽大学教員選考規程」が整備され、理事会で決定された人事方針や計画に基づき、「教員選考委員会」「教員資格審査委員会」の議を経て学長が理事会に内申し、理事会が決定する手続きになっている。昇任については「教員資格基準に関する規程」などに従って概ね適切に運用されている。

教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)制度を平成5(1993)年に導入し、活用されている。また、「教育研究費に関する内規」も整備され、全教員に研究費が支給されている。

教員の教育研究活動を活性化するために、授業相互参観や教職員を対象として「ゴーゼンス記念講演」を継続して開催するなど、「自己評価・FD運営委員会」を中心としてFD(Faculty Development)活動に積極的に取り組んでいる。

【優れた点】

- ・毎年度初めに教職員が合同研修を行い、中期計画と教育理念、当該年度の教育研究目標などを確認するとともに、各人の課題と取組みをワークシートに記入し、これを学長との面談の際に活用して教職員の意見をくみ上げていることは評価できる。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

管理運営に必要な専任職員を確保し、それぞれの部署の業務内容に応じて適切に配慮している。入試広報室に専任職員の主幹を置き、また、企画室長に専任職員を採用すること

によって、学生募集及び就職支援の強化を図っている。

小規模な大学であることから、事務機構を総務部と学事部の2部制とし、組織的には独立した部署でも一つの部署に内包させることによって、より機能性を発揮できるよう工夫している。また、教員・職員・学生の連携が密に、さまざまな情報を共有することによって、窓口の対応をはじめ事務の効率化が図られている。パート職員や派遣職員も受付事務などに配置し、有効に活用している。

平成20(2008)年度に策定した経営における中期目標には「将来の中核を担う職員を育成する」と明示している。職員の採用・昇任・異動については、この中期目標の方針に基づき審議され、学長の内申により理事会で決定している。

積極的に学内外の定期的な研修や各種研修会に参加し、職員が資質向上と人材養成に努めている。また、教職員研修会としてFD(Faculty Development)とSD(Staff Development)を同時に開催し、特に平成12(2000)年度より開催している「ゴーセンス記念講演」はその代表的なものである。

オフィスアワーに加えホームルーム制を取入れるなど学生相談活動に重点を置いており、学生生活・演奏活動の担当者を増員し、支援体制を強化している。

教員以外に事務職員も授業を参観し、授業観察表を提出することによって、教育研究支援に役立てている。

【優れた点】

- ・専任教員の授業公開期間中に専任職員の全員が最低年1回は授業を見学し、教員と同様に授業観察票を提出していることは、大学の管理運営を担う職員が授業に対する理解を深め、その職能の向上に資する方策であり高く評価できる。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

大学の管理運営と法人の管理運営は、法人内の設置校が大学1校であり、かつ小規模単科大学であるという特長に適合した方法で行われている。法人の業務の最高議決機関である理事会は、中期計画、教育理念の確定、役員を選任、教職員の採用、予算、決算その他の法人及び大学の重要事項などを決定している。

学長は法人の理事を兼ねており、事務局も法人と大学の業務を兼ねている。また、管理部門と教学部門の役職者で構成される「協議会」「学内理事会」「役職者会議」などが機能し、管理部門と教学部門の連携がなされている。しかし、これらの組織上の役割を明確にするために、規程などを含め早急に整備することが必要である。

大学における自己点検・自己評価の出発点となった平成3(1991)年度発足の「教育理念検討委員会」以降、恒常的な体制が確立され、自己点検・評価報告書をホームページなどで公表するなど、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上に努めている。

【改善を要する点】

- ・決算については、私立学校法第 46 条に基づき理事会承認後に評議員会に報告し、意見を求めるよう早急な改善が必要である。
- ・理事長が不在時の対応について、寄附行為の定めとの齟齬が認められ、管理運営上問題であるところから、改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

法人の帰属収入の構成は教学・管理部門による学生生徒等納付金収入、補助金、事業収入などの収入と法人部門による資産運用関係の収入から成っている。全体的には過去 5 年間の実績は帰属収入超過となっており、教育研究目的を達成するための必要な財政基盤は安定的に有しており、収支のバランスがとれた運営がなされている。第 3 号基本金をはじめとする減価償却引当特定資産、校舎建設引当特定資産、退職給与特定資産など、財政基盤の強化を図っている。会計処理についても「経理規程」や学校法人会計基準に基づき適切に行われ、監査法人の会計監査を受けている。

財務情報の公開については、私立学校法などに基づき財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書を備置き、常時閲覧に供せるよう整備するとともに大学ホームページにて公開するなど、適切に行われている。

外部資金導入などについては、安定的な資産運用とともに特色 GP（特色ある大学教育支援プログラム）や大学教育・学生支援推進事業に採択されるなど、成果がみられる。

【参考意見】

- ・今後の事業計画を踏まえた中長期の財務計画を策定することが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するための校地・校舎は設置基準に定める面積を充足している。

幟町キャンパスは広島市内中心部に位置しており、交通の利便性に優れている。学内の各施設は、学生の練習や課外活動、教員の研究などに午前 7 時（日祝日は 8 時）から午後 9 時まで利用できる。一部の授業は自然環境豊かな西条キャンパスにおいても行われ、最寄駅の JR 西条駅から西条キャンパスまでは、大学がバスをチャーターして学生の負担を

軽減している。

図書館には宗教音楽関係各種資料、楽譜など、音楽資料を中心に十分な図書、雑誌、視聴覚資料などを所蔵している。ピアノや管弦打楽器の特殊楽器を計画的に購入し、調律を含む楽器の保守点検も定期的を実施している。

障がいのある学生のために車椅子でも利用できるトイレを学内各所に設置し、平成17(2005)年には1号館入口にエレベータ、学内の移動をスムーズに行えるように正面玄関入口にスロープを設置するなど、学内のバリアフリー化はほぼ完了している。

広くゆったりした大学ロビーでは、昼休み時に学生の自主的なロビーコンサートなども開催され、学生の研究発表の場であるとともに近隣市民の憩いの場にもなっている。

練習室は独自の練習室予約システムにより校内設置のパソコンから自由に予約が可能で、授業終了後も無料で使用することができる。また、幟町キャンパス周辺が喫煙制限区域になったことに併せて学内を全面禁煙にして、マナーの向上に努めている。

【改善を要する点】

- ・施設の安全性を確保するため、耐震補強工事が未了である1号館・3号館の耐震強化は早急に改善が必要である。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

地域社会における教育研究の役割を担う機能として、大学施設の開放、公開講座の開催、「付属音楽園」や「エクステンションセンター」における活動など、大学が持つ物的・知的財産を積極的に社会に提供している。

平成8(1996)年度以来、韓国カトリック大学、輔仁カトリック大学(台湾)、四川音楽学院(中国)など海外の音楽教育機関と交流協定を締結し、大学との交換演奏会や交流事業の開催、大学教授の出向や客員教授や留学生の受入れも行われている。このように、国内外に向けて他大学や教育機関との連携は積極的に行われている。

地域社会においては、広島市や東広島市、広島県合唱連盟や広島県吹奏楽連盟の主催行事に参画するなど協力関係は構築されている。

大学の物的・人的資源は積極的に活用され、地域社会からも高い評価を得ている。

【優れた点】

- ・音楽大学の特性を生かし、「音楽のまちづくり」「まちづくり出前講座」「ヴォーカルアンサンブルコンテスト in ひろしま」「吹奏楽まつり」「大学生による学校支援活動」など、さまざまな方法で地域文化の向上に寄与していることは高く評価できる。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

教職員の服務上の遵守事項及び禁止事項については、「学校法人エリザベト音楽大学就業規則」に規定し、具体的にカトリック大学としての高い倫理観を教職員に求めている。

個人情報保護に関しては「個人情報保護方針」「個人情報の保護に関する規程」「個人情報保護委員会規程」を制定している。「ハラスメント防止ガイドライン」を設け、セクシュアルハラスメントに関する予防救済、対策については「セクシュアルハラスメント問題委員会規程」で対応している。公的研究費の使用については「公的研究費の管理・監査に関する基本方針」を制定し適切に運用している。

「火災予防・防火管理組織図」「自衛消防組織」「緊急連絡網」を毎年、教職員に配付し、防火及び自衛消防意識の徹底を図り、避難訓練を実施している。

教育研究成果を地域、音楽関係団体などに広く公表するため、広報紙「Elisabeth EYE」（部数 10,000 部、年 4 回発行）、「研究紀要」「＜音楽家の耳＞トレーニング教育法の開発」活動報告書などを無料で配布している。

更に情報発信を推進し、地域に開かれた大学として社会的責務を果たすため、リニューアル計画中の大学ホームページの活用を期待したい。

【参考意見】

- ・ 消防や防火以外の自然災害、感染症・疾病などへの対応、また日常における事故、犯罪の防止策などに対し、規程とともに緊急時における防災マニュアルを整備することが望ましい。

